

ポイント

(令和7年度保険料率算定委員会の結果)

第5期中期目標において、毎年度、保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行うこと等とされており、料率算定委員会において点検を行った。

点検の結果

1. 現行保険料率水準の点検

令和8年度から保険料率を改定し、農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率を導入する。

2. より望ましい保険料率体系に向けた見直しについて

主務省が作成した第5期中期目標において、第5期中期目標期間中に、保険料率体系のあり方について、

- ・ ア 資金全体での収支均衡、イ 各資金の収支状況、ウ 各資金内のバランスの観点から、より望ましいものに見直していくこと、
- ・ 農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率を導入・拡充すること、

が指示されたことなどを踏まえ、主務省及び基金協会と検討を重ねた結果、長期的に収支均衡を目指すことを旨とし、

- ① 収支均衡を目指す「資金ごと」のまとまりは、現行の資金区分
- ② 3段階の保険料率を導入
- ③ 農業者の経営財務状況（信用リスク）の判定は、基金協会に導入される保証審査システムに実装されている基金協会系統の全国統一的なリスク計量化モデルの判定結果（PDランク）を活用することとした。

<具体的な保険料率の改定にあたっての対応方針>

- ・ 令和8年4月、令和9年4月
全資金、直近の設定保険料率から毎年度±0.01%した保険料率を適用（段階別保険料率導入）。
- ・ 令和8年度、令和9年度の実績を踏まえ、令和10年度に再検討
- ・ 令和11年度以降に再改定（予定）

3. 融資保険に係る保険料率の改定について

保証保険に係る保険料率の改定に併せて、改定する。

（保証保険料率の1.5倍）

4. 災害特例保険料率の改定について

令和5年度保険料率算定委員会の結果に基づき、基金協会が保証

料率を3割超引き下げた場合に災害特例保険料率の対象とすること
とし、令和8年度以降に実施する保証保険及び融資保険の保険料率
の改定に併せて改定する。

(段階別保険料率のうち高位の料率から7割引き下げ)

令和7年12月10日

農業信用保険料率に係る令和7年度の点検について

1. 趣旨

保険料率については、第5期中期目標において、

「農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を旨とし、毎年度、保険料率水準を点検」

するとともに、第5期中期目標期間中に、保険料率体系のあり方について、

- ① ア 資金全体での収支均衡、イ 各資金の収支状況、ウ 各資金間のバランスの観点から、より望ましいものに見直していくこと、
- ② 農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率を導入・拡充すること、が主務省から指示されたところであり、これらの実施に向けて検討する必要がある。

○独立行政法人農林漁業信用基金第5期中期目標（抄）

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保

ア 適切な保険料率の設定

農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を旨とし、毎年度、保険料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

また、中期目標期間において、農業信用保険業務全体の保険料率体系のあり方について、当該業務の資金全体での収支均衡や各資金の収支状況、各資金間の収支バランスの観点から検証を行い、必要に応じて、保険料率体系の見直しを行う。

その結果に基づき、農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率の導入・拡充を進める。

2. 現行保険料率水準の点検

(1) 保険料率設定の考え方（収支均衡料率）

- ① 保険料率は、収支相等の原則に基づき、ある一定の母集団に係る生涯の保険料と回収金で保険金を支出することを基本とする。
- ② 具体的な保険料率の設定においては、資金毎の性格等を勘案し、いくつかの資金区分に分けて保険料率を算定する。
- ③ 収支均衡料率は、収支相等の原則から以下の理論式により導かれる。

$$\text{保険料率} = (\text{事故率} \times (1 - \text{回収率})) \div \text{残高率}$$

事故率：「保険金支払額÷（償還額（代弁による減少額含む）×0.7）」の直近5ヵ年の平均値

回収率：保険金支払年度以降経過年次毎の回収率（回収金÷保険金支払額）の直近5ヵ年の平均値の経過10年間の累計回収率

残高率：直近5ヵ年の引受に係る累計値（「約定に基づいた毎年度末保険価額残高÷当初引受額」の値の最終償還期限までの累計値）の（単純）平均値に、繰上償還など約定ベースからの乖離を修正するための係数を乗じて得た率

（2）現行保険料率設定の構造

農業信用保証保険においては、現在、資金全体で収支均衡を図りつつ、生活資金は理論値より高い保険料率を設定し、その分で農業資金を理論値より低い保険料率に設定している構造となっている。

（3）現行保険料率水準の点検

- ① 直近（令和6年度）の実績に基づき、上記（1）③の理論式により、収支均衡料率（以下「7年度理論値」という。）を算出したものが表1である。

【機密性2】

表1 現行保険料率と7年度理論値の比較

| | | (単位：%) | | | (単位：百万円) | | | |
|------------|---------------------------|-------------------|---------------|--------------|----------------|--------------------|---------------------|--------|
| | | 現行保険料率 (A) | 7年度理論値 (B) | 料率差 (B-A) | 令和6年度 保険引受額 | 令和6年度末 保険価額残高 | 資金全体に 占める割合 | |
| 資金全体 | | 0.15 | 0.14 | ▲0.01 | 350,745 | 2,441,535 | 100% | |
| 特定 資金 | 農業経営改善資金 (現行適用保険料率) | 0.08 | 0.19 | 0.11 | 68,468 | 325,962 | 13.35% | |
| | うち農業近代化資金 | (平均適用 料率) 0.07 | | | 66,942 | (参考:資金別) 52,965 | (参考:資金別) 195,916 | 12.90% |
| | うち公庫転貸資金 | 0.07 | | | | 5,861 | 81,600 | |
| | うち農業経営改善促進資金 (スーパーS資金) | 0.10 | | | | 8,116 | 37,481 | |
| | うち青年等就農資金 | 0.18 | | | 1,525 | 10,922 | 0.45% | |
| | うち農業改良資金 | 0.18 | | | 0 | 43 | 0.00% | |
| | 農業経営維持資金 | 0.34 | | | 0.99 | 0.65 | 1,163 | 31,021 |
| 農業施設資金 | | 0.18 | 0.09 | ▲0.09 | 113,619 | 393,334 | 16.11% | |
| 農業運転資金 | | | | | 88,325 | 380,578 | 15.59% | |
| | うち家畜等購入育成資金 | 0.18 | 0.09 | ▲0.09 | 8,842 | 19,806 | 0.81% | |
| | うち家畜等購入育成資金 以外の農業運転資金 | 0.23 | 0.29 | 0.06 | 79,482 | 360,772 | 14.78% | |
| 農家経済安定施設資金 | | 0.08 | 0.01 | ▲0.07 | 62,566 | 1,200,797 | 49.18% | |
| 農家生活改善資金 | | 0.21 | 0.06 | ▲0.15 | 16,605 | 109,843 | 4.50% | |

注1 農業近代化資金、公庫転貸資金、農業経営改善促進資金（スーパーS）は、令和2年度の段階別料率導入から令和7年9月末までの保険引受状況を基に平均適用料率を算出している。

また、農業運転資金は、現行保険料率0.18、0.23の二段階のうち、家畜等購入育成資金に0.18、その他の農業運転資金に0.23をそれぞれ適用し、7年度理論値と比較。

注2 農業経営改善資金について、令和5年度理論値までは資金ごとの理論値を表示してきたが、令和8年4月からより望ましい保険料率体系に見直すことから、資金全体の理論値を表示し、現行適用保険料率と比較。

注3 「資金全体に占める割合」は、残高ベースの構成比。

② 資金区分ごとに現行保険料率と7年度理論値を見てみると、農業経営改善資金、農業経営維持資金、家畜等購入育成資金以外の農業運転資金については、それぞれ0.11%、0.65%、0.06%現行保険料率より7年度理論値が上回っている。

一方、農業施設資金、家畜等購入育成資金、農家経済安定施設資金、農家生活改善資金については、それぞれ0.09%、0.09%、0.07%、0.15%現行保険料率より7年度理論値が下回っている。

【機密性2】

③ 現行保険料率については、

ア 資金全体の現行保険料率（0.15%）と理論値（7年度0.14%）がほぼ一致しているものの、

イ 主務省が作成した第5期中期目標において、保険料率体系のあり方について、中期目標期間内により望ましいものに見直すよう指示されたことを踏まえ、令和6年度の本委員会にて、令和7年度からより望ましい保険料率体系への見直しが決定されているが、7年度理論値についても、

- ・ 資金全体の収支バランスは取れているものの、生活資金は理論値より高い保険料率を設定し、その差の分を充てる形で農業資金に理論値より低い保険料率を設定しており、生活資金（主に住宅ローン）、農業資金ともに、資金ごとの収支が均衡していない状況。（参考 表1）
- ・ 段階別保険料率を導入している3資金（農業近代化資金、公庫転貸資金、農業経営改善促進資金）については、段階別料率導入時に、優遇料率を適用していた従来の料率体系からの円滑な移行を優先した結果、理論値に比べて低い料率の適用割合が高く、適用している料率の収支バランスが崩れている状況。（参考 表2）

表2 段階別保険料率を導入している3資金の料率区分別適用状況
(令和2年4月～令和7年9月末)

(単位：百万円)

| 資金区分 | 低 0.06% | | | 中 0.13% | | | 高 0.18% | | | 計 保険引受額 (D) | 平均適用料率 (A+B+C) / D |
|------------|---------|-------|------------------|---------|-------|------------------|---------|-------|------------------|-------------------|-----------------------|
| | 保険引受額 | 構成比 | 引受額×0.06% (A) | 保険引受額 | 構成比 | 引受額×0.13% (B) | 保険引受額 | 構成比 | 引受額×0.18% (C) | | |
| 農業近代化資金 | 242,863 | 84.8% | 146 | 22,413 | 7.8% | 29 | 21,067 | 7.4% | 38 | 286,343 | 0.07% |
| 公庫転貸資金 | 37,814 | 86.6% | 23 | 2,266 | 5.2% | 3 | 3,595 | 8.2% | 6 | 43,676 | 0.07% |
| 農業経営改善促進資金 | 26,013 | 60.6% | 16 | 5,564 | 13.0% | 7 | 11,343 | 26.4% | 20 | 42,920 | 0.10% |
| 総計 | 306,691 | 82.2% | 184 | 30,243 | 8.1% | 39 | 36,005 | 9.7% | 65 | 372,938 | 0.08% |

- ※1 全体の82.2%で低料率（0.06%）が適用されている。
- ※2 この期間の平均適用料率を試算すると、全体で0.08%となり、農業経営改善資金の7年度理論値（0.19%）を下回っている。
- ※3 構成比%の合計は小数点2位を四捨五入しているため一致しない。

- ・ 令和6年度の本委員会で決定した際に基準とした令和5年度理論値と、令和7年度理論値を比較しても、直近の設定保険料率から毎年度±0.01%近づける方向性は同一である状況。（参考 表3）

【機密性2】

表3 より望ましい保険料率体系に向けて基準となる理論値について

(単位：%)

| 資金区分 | | 令和5年度理論値 (基準) | (参考) 令和7年度理論値 |
|------------|---------------|------------------|------------------|
| 特定 資金 | 農業経営改善資金 | 0.12 | 0.19 |
| | 農業経営維持資金 | 0.69 | 0.99 |
| 農業施設資金 | | 0.06 | 0.09 |
| 農業運転資金 | | | |
| | うち家畜等購入育成資金 | 0.06 | 0.09 |
| | うち家畜等購入育成資金以外 | 0.28 | 0.29 |
| 農家経済安定施設資金 | | 0.02 | 0.01 |
| 農家生活改善資金 | | 0.08 | 0.06 |

※ より望ましい保険料率体系に向けた検討を令和5年度から開始しており、資金をまとめて算出するなど、再計算した令和5年度理論値を基準として保険料率の改定を実施する。なお、令和7年度理論値を基準としても、直近の設定保険料率から毎年度±0.01%近づける方向性は同一である。

となっていることから、令和6年度の本委員会で決定された下記3.の保険料率体系に見直すこととする。

3. より望ましい保険料率体系に向けた見直しについて

令和6年度保険料率算定委員会で決定された保険料率は下表のとおり。

表4 保証保険に係る改定保険料率

| 保険種類 | 資金等区分 | | 保険料率 | | |
|----------|----------|----------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度以降 |
| 保証 保険 | 特定 資金 | 農業経営改善資金 | 年0.06%、年0.13% 又は年0.18%(災害特例あり) | 年0.05%、年0.09% 又は年0.14%(災害特例あり) | 年0.05%、年0.10% 又は年0.15%(災害特例あり) |
| | | 農業経営維持資金 | 年0.34%(災害特例あり) | 年0.18%、年0.35% 又は年0.53%(災害特例あり) | 年0.18%、年0.36% 又は年0.54%(災害特例あり) |
| | 農業施設資金 | | 年0.18%(災害特例あり) | 年0.09%、年0.17% 又は年0.26%(災害特例あり) | 年0.08%、年0.16% 又は年0.24%(災害特例あり) |
| | 農業運転資金 | | 年0.18%又は年0.23%(災害特例あり) | ・家畜等購入育成資金 年0.09%、年0.17% | ・家畜等購入育成資金 年0.08%、年0.16% |

【機密性2】

| | | | | |
|--|----------------|---------|---|---|
| | | り) | 又は年 0.26% (災害特例あり) ・上記以外の資金 年 0.12%、年 0.24% 又は年 0.36% (災害特例あり) | 又は年 0.24% (災害特例あり) ・上記以外の資金 年 0.13%、年 0.25% 又は年 0.38% (災害特例あり) |
| | 農家経済安定 施設資金 | 年 0.08% | 年 0.04%、年 0.07% 又は年 0.11% | 年 0.03%、年 0.06% 又は年 0.09% |
| | 農家生活改善 資金 | 年 0.21% | 年 0.10%、年 0.20% 又は年 0.30% | 年 0.10%、年 0.19% 又は年 0.29% |
| | 農協保証債務 | 年 0.18% | 年 0.14% | 年 0.15% |

表 5 融資保険に係る改定保険料率

| 保 険 種 類 | 資金区分 | | 保険料率 | | |
|------------------|------------------|--------------|---|--|--|
| | | | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度以降 |
| 融 資 保 険 | 特 定 資 金 | 農業経営 改善資金 | 年 0.09%、年 0.20% 又は年 0.27% (災害特 例あり) | 年 0.08%、年 0.14% 又は年 0.21% (災害特 例あり) | 年 0.08%、年 0.15% 又は年 0.23% (災害特 例あり) |
| | | 農業経営 維持資金 | 年 0.51% (災害特例あ り) | 年 0.27%、年 0.53% 又は年 0.80% (災害特 例あり) | 年 0.27%、年 0.54% 又は年 0.81% (災害特 例あり) |
| | 農業施設資金 | | 年 0.27% (災害特例あ り) | 年 0.14%、年 0.26% 又は年 0.39% (災害特 例あり) | 年 0.12%、年 0.24% 又は年 0.36% (災害特 例あり) |
| | 農業運転資金 | | 年 0.27% 又は 年 0.35% (災害特例あ り) | ・家畜等購入育成資金 年 0.14%、年 0.26% 又は年 0.39% (災害特例あり) ・上記以外の資金 年 0.18%、年 0.36% 又は年 0.54% (災害特例あり) | ・家畜等購入育成資金 年 0.12%、年 0.24% 又は年 0.36% (災害特例あり) ・上記以外の資金 年 0.20%、年 0.38% 又は年 0.57% (災害特例あり) |

【機密性2】

表6 災害特例に係る改定保険料率

ア 保証保険

| 資金区分 | | 保険料率の災害特例 | | | |
|--------|----------|-------------------------|--------------------------|--|--|
| | | 令和7年度 | | 令和8年度 | 令和9年度以降 |
| | | 基本の保証料率からの引下げ幅が30%以下の場合 | 基本の保証料率からの引下げ幅が30%を超える場合 | 基本の保証料率からの引下げ幅が30%を超える場合 | 基本の保証料率からの引下げ幅が30%を超える場合 |
| 特定資金 | 農業経営改善資金 | 年0.13% | 年0.05% | 年0.04% | 年0.05% |
| | 農業経営維持資金 | 年0.24% | 年0.10% | 年0.16% | 年0.16% |
| 農業施設資金 | | 年0.13% | 年0.05% | 年0.08% | 年0.07% |
| 農業運転資金 | | 年0.13%又は年0.16% | 年0.05%又は年0.07% | ・家畜等購入育成資金 年0.08% ・上記以外の資金 年0.11% | ・家畜等購入育成資金 年0.07% ・上記以外の資金 年0.11% |

イ 融資保険

| 資金区分 | | 保険料率の災害特例 | | | |
|--------|----------|-------------------------|--------------------------|--|--|
| | | 令和7年度 | | 令和8年度 | 令和9年度以降 |
| | | 基本の貸付利率からの引下げ幅が30%以下の場合 | 基本の貸付利率からの引下げ幅が30%を超える場合 | 基本の貸付利率からの引下げ幅が30%を超える場合 | 基本の貸付利率からの引下げ幅が30%を超える場合 |
| 特定資金 | 農業経営改善資金 | 年0.20% | 年0.08% | 年0.06% | 年0.07% |
| | 農業経営維持資金 | 年0.36% | 年0.15% | 年0.24% | 年0.24% |
| 農業施設資金 | | 年0.20% | 年0.06% | 年0.12% | 年0.11% |
| 農業運転資金 | | 年0.20%又は年0.24% | 年0.08%又は年0.11% | ・家畜等購入育成資金 年0.12% ・上記以外の資金 年0.16% | ・家畜等購入育成資金 年0.11% ・上記以外の資金 年0.17% |

4. 今後のスケジュールについて

【令和7年度】

- 主務省に対し「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書」の変更に係る認可申請（令和8年4月適用開始分）

【機密性2】

- 基金協会に対し「農業保証保険約款」に係る改正通知（令和8年4月適用開始分）

【令和8年度】

- 令和8年4月からより望ましい保険料率体系による新たな保険料率を適用開始
- 主務省に対し「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書」の変更に係る認可申請（令和9年4月適用開始分）
- 基金協会に対し「農業保証保険約款」に係る改正通知（令和9年4月適用開始分）